

71 安全保障理事会決議一八五一(ソマリア沖海賊行為対処)抄 【翻訳】

採 択 一八〇八年二月六日(安保理第六〇四六回会合)

安全保障理事会は、(中略)

ソマリア沖の海域での海賊行為及び海上における武装強盗の事案はソマリアの状況を悪化させ、このことは、その地域における国際的平和と安全にとって引き続き脅威となるものであることを決定し、

国際連合憲章第七章に基づいて行動して、

1 (略)

2 能力を有する各国、地域的及び国際的な組織に対し、特に、この決議、決議一八四六号(二〇〇八)及び国際法と両立する方法で、軍艦及び軍用航空機を展開し、また、ソマリア沖の海賊行為及び海上での武装強盗の遂行に使用されている、あるいはそのように使用されていることを疑うに足りる十分な根拠のある小型艇、船舶、武器その他関連する装備を押取し処分することによって、ソマリア沖の海賊行為及び海上での武装強盗との戦いに積極的に参加することを求める。

3 ソマリア沖の海賊行為と戦う全ての国及び地域的な組織に対して、ソマリア沖の海賊行為及び海上における武装強盗に対してこの決議の下で実施された作戦の結果として抑留された者の捜査及び訴追を促進するために、海賊を拘留する意志を有する国との間で、特に、その地域にある国の法執行官(乗船者)を乗船させるための特別の協定あるいは取極を締結することを招請する。ただし、ソマリアの領海内において乗船者が第三国の管轄権を行使することについて暫定連邦政府(T.F.G.)の事前の同意が得られていること、また、そのような協定あるいは取極が「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」の効果的な実施を妨げることがないことを条件とする。

4・5 (略)

6 二〇〇八年二月九日付けのT.F.G.の書簡を受けて、加盟国

に対して、海賊行為及び海上における武装強盗との戦いにおいてT.F.G.と引き続き協力することを奨励し、海賊行為及び海上における武装強盗の根絶におけるT.F.G.の主要な役割に留意して、決議一八四六号(二〇〇八)が採択された日付から二箇月間については、事前の通告がT.F.G.から事務総長に対して提出されていることにより、ソマリア沖の海賊行為及び海上における武装強盗と戦う国及び地域的な組織は、T.F.G.の要請に従って、海賊行為及び海上における武装強盗を抑圧するという目的で、ソマリアにおいて適当あらゆる必要な手段を講じることができるとを決定する。ただし、本項による授權に従ってとられるあらゆる手段は、適用可能な国際人道法及び国際人権法と両立してなされなければならない。

7-13 (略)

